

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1302

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-297）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第3条の2 (略)</p>	<p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p><u>(応急防災等作業手当)</u></p> <p>第3条の3 <u>条例第10条第1項第1号の人事委員会規則で定める区域は、著しく激甚である災害のうち人事委員会が認める災害への対処のため、職員が派遣された区域とする。</u></p> <p>2 <u>条例第10条第2項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害その他人事委員会が認める災害とする。</u></p>
<p>(実績簿)</p> <p>第8条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第8条に規定する業務 様式第2号の特殊勤務実績簿</p>	<p>(実績簿)</p> <p>第8条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、当該各号に定める特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>条例第8条及び第10条</u>に規定する業務 様式第2号の特殊勤務実績簿</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

特殊勤務実績簿（有害薬品等取扱手当及び応急防災等作業手当）

（ 年 月分）

職 氏名

従事 月日	手当 の 種類	作業 内容	従事時間数		支給区分		備考
					100分の100	100分の50 (調整後の金額)	
			時間	分			

確認者職氏名

備考

- 1 従事時間数は、分まで記入すること。
- 2 支給区分は、○印等で記入する。
- 3 確認者職氏名は、所属長又はその委任を受けた者を記入すること。
- 4 条例第10条第1項各号に掲げる作業が深夜において行われた場合は、備考欄にその時間帯を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県教職員の特殊勤務手当に関する規則第3条の3の規定は、令和6年1月1日から適用する。